

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

消費税率(国・地方)が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障費用に要する経費に充てることとされています。

令和3年度決算における社会保障施策経費の内訳は、下記のとおりです。

(歳入) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 105,884 千円

(歳出) ・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,081,554 千円

(単位:千円)

項目	事業名	令和3年度 決算	特定財源			一般財源	
			国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交 付金(社会保 障財源化分)	その他
地方単 独事業	総合福祉	39,859	0	257	0	5,974	33,628
	医療	194,949	0	58,183	10,639	19,026	107,101
	介護・高齢者福祉	78,310	0	942	11,540	9,930	55,898
	子ども・子育て	128,059	0	137	2,000	18,995	106,927
	障害者福祉	18,170	0	841	0	2,614	14,715
	小計	459,347	0	60,360	24,179	56,539	318,269
国庫補 助事業	子ども・子育て	111,415	62,745	23,698	488	3,693	20,791
	医療	123,743	7,890	7,397	0	16,360	92,096
	母子保健衛生	0	0	0	0	0	0
	障害者福祉	212,267	105,808	52,903	0	8,079	45,477
	介護・高齢者福祉	145,026	5,887	2,613	0	20,595	115,931
	小計	592,451	182,330	86,611	488	48,727	274,295
投資的 経費他	保育所施設	0	0	0	0	0	0
	その他社会福祉施設	29,756	25,656	0	0	618	3,482
	小計	29,756	25,656	0	0	618	3,482
合計	1,081,554	207,986	146,971	24,667	105,884	596,046	

※ 地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。